官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第三号

公調委平成二十九年（フ）第一号山形県鶴岡市海郷遊佐町吉出字鳶曲地内の岩石採取計画の不認可処分等に対する取消裁定申請事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十一日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

秋田県にかほ市象潟町小砂川字タカコヤ六番地の三十五

裁定申請人　川越工業株式会社

代表者　代表取締役　川越　恵次

山形県松波二丁目八番一号

代理人　山形県処分庁　山形県知事

山形県知事が平成二十九年一月十二日付けをもつて川越工業株式会社の岩石採取計画の認可申請に対してした拒否処分及び山形県知事が平成二十九年一月十三日付けをもつて川越工業株式会社の林地開発許可申請に対してした拒否処分は、違法・不当であるとして、その取消しの裁定を求める。

二　審理期日　平成二十九年五月十二日午後三時

三　場所　東京都千代田区霞が関三―一―一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理室

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

岩手労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃（平成27年岩手労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成29年４月21日

岩手労働局長　久古谷敏行

岩手県婦人・男子既製洋服製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　岩手県の区域内で婦人・男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務

工　程	規　　格	単　位	金　額		
			ワンピース又はブラウス	ジャケット又はコート	スカート又はスラックス
千鳥がけ	長さが３cm間に６個以上	２か所につき	20円	20円	20円
星入れ	長さが３cm間に３針以上	10cmにつき	14円	14円	
まつり	針目が３cm間に４針以上	10cmにつき	９円	９円	９円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	１組につき	21円	21円	21円
かぎホック付け	前かん、大きさ共通	１組につき			21円
	スプリングホック、大きさ共通	１組につき	21円	21円	21円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	１個につき	15円	15円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	２か所につき	14円		
ボタン付け	根巻きなし	１個につき	７円	７円	７円
	根巻きあり	１個につき	９円	９円	９円
	カボタン付き、根巻きあり	１個につき	11円	11円	11円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	２か所につき	11円	11円	11円
ベント止め	×印しつけ止め	１か所につき	８円	８円	８円
セッパ止め	３針以上	２か所につき	８円	８円	８円
タッキング止め	３針以上	１か所につき			５円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	１か所につき	８円	８円	８円
肩パット付け	３か所以上、ループ止め	２か所につき	28円	28円	
糸くず取り		１枚につき	22円	22円	15円

⑵　男子既製洋服製造業に係るまとめの業務

工　程	規　　格	単　位	金　額		
			背広上衣又はジャケット	コート	スラックス
上襟付けまつり	針目が３cm間隔に６針以上	１枚（30cm）につき	42円		
そで付け裏まつり	針目が３cm間隔に９針以上	１枚（60cm×２）につき	176円		
前裏すそまつり	針目が３cm間隔に５針以上	１枚（30cm×２）につき	65円		
見返し７mm星入れ	針目が３cm間隔に４針以上	１枚（45cm×２）につき	101円		
そで口裏まつり	針目が３cm間隔に９針以上	１枚（32cm×２）につき	75円		
背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ１cm	１枚につき	15円	19円	
ベントまつり	針目が３cm間隔に６針以上	１枚（65cm）につき	68円	128円	
ベント止め	２本糸で×印しつけ止め	１枚につき	10円	９円	